



平成 28 年 2 月 15 日

各 位

会 社 名 ミライアル株式会社
代表者名 代表取締役社長 山脇 秀夫
(コード 4238 : 東証第一部)
問 合 せ 先
役 職 専務取締役
氏 名 兵部 匡俊
電 話 番 号 03 (3986) 3782

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 4 月 26 日開催予定の第 48 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社は、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、当社第 48 回定時株主総会の承認を条件として、取締役会の監査・監督機能を強化するとともに、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任限定契約を締結できる役員範囲を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 現状の事業内容に即して、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を一部追加ならびに削除するものであります。
- (4) その他、条文の追加および削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 28 年 4 月 26 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 28 年 4 月 26 日

以 上

【別紙】

変更内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行	改 定 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 合成樹脂製品の製造販売2. 合成樹脂製品用金型の製造販売3. 半導体、液晶、エレクトロルミネッセンス等の製造販売4. 半導体試験装置、半導体検査装置および半導体搬送装置を含む半導体製造装置の製造販売5. 環境にかかる水、ガス等の浄水処理装置等の製造販売6. <u>損害保険代理業</u> <u>(新 設)</u>7. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p>(本店の所在地) 第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 取締役会(2) <u>監査役</u>(3) <u>監査役会</u>(4) <u>会計監査人</u> <p>(公告方法) 第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 合成樹脂製品の製造販売2. 合成樹脂製品用金型の製造販売3. 半導体、液晶、エレクトロルミネッセンス等の製造販売4. 半導体試験装置、半導体検査装置および半導体搬送装置を含む半導体製造装置の製造販売5. 環境にかかる水、ガス等の浄水処理装置等の製造販売(削 除)6. <u>不動産の賃貸、管理</u>7. 前各号に付帯関連する一切の事業 <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 取締役会(2) <u>監査等委員会</u>(削 除)(3) <u>会計監査人</u> <p>(公告方法) 第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>

現 行	改 定 案
<p>(員 数) 第19条 <u>当社の取締役は、10名以内とする。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は株主総会において選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専</p>	<p>(員 数) 第19条 <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議のあった株主総会后、2年後の定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から</p>

現 行	改 定 案
<p>務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主</p>	<p>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、<u>監査</u></p>

現 行	改 定 案
<p data-bbox="292 226 614 257">総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="189 387 419 418">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="189 427 786 620">第<u>30</u>条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="264 629 786 943">② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="260 1093 713 1126">第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p data-bbox="368 1196 525 1229"><u>(新 設)</u></p> <p data-bbox="368 1397 525 1431"><u>(新 設)</u></p> <p data-bbox="368 1559 525 1592"><u>(新 設)</u></p> <p data-bbox="368 1964 525 1998"><u>(新 設)</u></p>	<p data-bbox="911 226 1406 338"><u>等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p data-bbox="810 387 1040 418">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="810 427 1406 620">第<u>31</u>条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p data-bbox="885 629 1406 983">② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u>、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p data-bbox="938 1093 1273 1126">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p data-bbox="823 1196 1078 1229"><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p data-bbox="810 1238 1406 1350">第<u>32</u>条 <u>監査等委員会は法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p data-bbox="823 1397 1054 1431"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p data-bbox="810 1440 1406 1552">第<u>33</u>条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p data-bbox="823 1599 1129 1632"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p data-bbox="810 1641 1406 1834">第<u>34</u>条 <u>当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="885 1843 1406 1955">② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p data-bbox="823 2002 1134 2036"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p>

現 行	改 定 案
<p><u>集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削 除)
<p>第 6 章 計 算</p>	第 6 章 計 算
<p>(事業年度)</p>	<p>(事業年度)</p>

現 行	改 定 案
<p data-bbox="188 230 639 259">第41条 ～ 第44条 (条文省略)</p> <p data-bbox="331 309 475 338"><u>(新 設)</u></p>	<p data-bbox="810 230 1289 259">第38条 ～ 第41条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="810 309 863 338">附則</p> <p data-bbox="810 349 1246 378"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="911 389 1409 663"><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第48回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>